

參考資料

■春日井市自転車等駐車対策協議会委員一覧

	役職	氏名
委員	国土交通省名古屋国道事務所 事業対策官	岩田 成人
委員	春日井警察署交通課長	前田 健策
委員	尾張建設事務所維持管理課長	増岡 浩仁
委員	愛知県自転車モーター商協同組合春日井支部 副支部長	安藤 公一
委員	かすがい女性連盟 会計	石原 美恵子
委員	春日井市区長町内会長連合会 副会長	松本 伸雄
委員	春日井商工会議所 専務理事	山田 真平
委員	東海旅客鉄道株式会社管理部企画課 課長代理	豊田 智隆
委員	中部大学工学部都市建設工学科教授	磯部 友彦
委員	民間自転車預かり所代表	近藤 浩
委員	建設部道路課長	荻谷 健生
委員	総務部市民安全課 主幹	落合 邦和
委員	教育委員会事務局学校教育課長	大城 達也

■市民意見公募（パブリックコメント）

1 募集案内

広報（2020年（令和2年）11月15日号）及び市ホームページ

2 募集期間

2020年（令和2年）11月20日から12月21日まで

3 公表方法

「春日井市自転車活用推進計画（中間案）」を市の各施設（都市政策課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

4 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

5 募集結果

3名54件

【意見内訳】

意見の分類	件数
全体的な意見	8件
計画の目的と位置づけ（第1章）	1件
現状と課題の整理（第2章）	18件
計画目標と方針（第3章）	22件
自転車ネットワーク（第4章）	4件
実現に向けて（第5章）	1件
合計	54件

	語句	説明	掲載ページ
あ 行	IoT	Internet of Things（インターネット オブシングス）の略で、「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指している。	4
	インフラ	インフラとは産業や社会生活の基盤となるインフラストラクチャーの略。自治体が市民の社会生活の基盤として整備した道路、橋梁、上下水道設備などを総称する。	48,53
	健康経営	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。	26,27,44
さ 行	サイクルツーリズム	「サイクリング・自転車」と「観光・旅行（ツーリズム）」を組み合わせた言葉であり、自転車に乗りながら、地域の自然や地元の人々、食事や温泉といったあらゆる観光資源を楽しむ観光事業・観光旅行。	4,5
	サイクルスポーツ	自転車を使って行うスポーツ競技の総称。	4,5
	自転車専用通行帯	車両通行帯のうち、普通自転車が通らなければならない、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯。道路交通法第20条第2項の道路標識により指定される。	9,20,35,64,65,66
	自転車通行空間	自転車が通行するための道路、又は道路の部分。	2,3,4,5,18,20,27,30,31,32,34,35,36,37,48,53,60,64,65,66,68,69
	自転車道	道路構造令第2条第1項第2号に規定される。専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分。	9,10,20,35,64,65,66
	自転車損害賠償保険	自転車搭乗中の事故によって相手に怪我を負わせた場合の損害賠償に備えるための保険。	3,9,22,27,39
	自転車ネットワーク	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的として選定された路線網。	2,3,18,34,35,36,47,48,49,53,57,62,63,64,65,66

	語句	説明	掲載ページ
さ 行	シェアサイクル	相互利用可能な複数のサイクルポートが設置された面的な都市交通に供されるシステム。レンタサイクルと異なり、複数の場所で自転車の貸出や返却ができる。	4,5,13,30,44
	車道混在	車道上での自転車通行空間の構造的分離（自転車道）や視覚的な分離（自転車専用通行帯）を行わず、車道上に矢羽根型路面表示等のピクトグラムを設置して、車道での自転車の走行すべき方向を示す整備形態。	35,64,65
	集約型の都市構造	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。	8
た 行	通学路安全対策プログラム	道路管理者、学校、警察及び教育委員会等の関係機関が連携を図り、通学路の安全対策を実施することを目的として、危険個所の点検等を行い、その対策を行う取組み。	7,20,36
	道路空間の再配分	多様な利用者が共存する道路空間の形成を目標に、従来の自動車中心の道路空間や歩行者等の安全が確保されていない道路空間を再分配し、自転車通行空間、歩行空間の形成を図ること。	7
	都市機能	商業、サービス、福祉、教育、文化など都市的な活動を営むための様々な機能。	8,53,54
	都市計画道路	都市施設の種類として都市計画に定められる道路。自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。	35
は 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリアを取り除くという意味で、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。	7,25
	P D C A サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。	68
や 行	矢羽根型路面標示	自転車の通行位置と進行方向を示すため、車道の左側端に描いた路面標示。自転車道、自転車専用通行帯と異なり、構造や交通規制による分離を伴わない法定外表示である。	20,35,36,64